



議案第五十五号

三朝東地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する

条例の一部改正について

次のとおり三朝東地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年六月十四日

三朝町長 松村喬成

昭和五十九年六月十五日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第

号

三朝東地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例

三朝東地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和五十六年三朝町条例第一号）の一部を次のように改正する。

題名、第一条、第二条、第三条第一項及び別表中「三朝東地区」を「小鹿地区」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十九年七月一日から施行する。